

生命にかかわる 事件・事故を防ぐために

— 都立高等学校における危機対応と
気がかりな生徒への対応 —

平成22年3月

東京都教育相談センター

目 次

はじめに	1
I 学校の危機対応と東京都教育相談センターの緊急支援	
1 危機対応と緊急支援	2
2 教育相談センターが行った緊急支援	3
3 危機対応と緊急支援の全体図	4
II 気がかりな生徒への対応	
1 組織的な対応	6
2 生徒の様子の変化・サインへの気付き	7
3 対応例	
(1) 「リストカットを繰り返す生徒」の事例	8
(2) 「こだわりを示す生徒」の事例	10
(3) 「逸脱行動のある生徒」の事例	11
(4) 「気付かれにくい生徒」の事例	12
III 関係機関との連携	13

この冊子について

この冊子は、東京都教育相談センターで実施する都立高等学校への教育相談にかかわる支援、事件・事故に際しての緊急支援及び研究を基に、作成したものです。

内容については、共通して、基本的な例として、構成しています。学校の実態や生徒の状況等は個々に異なるため、実際の活用に際しては、実態や状況に応じていただきますようお願いいたします。

なお、対応については、東京都教育相談センターへ御相談ください。

は じ め に

東京都教育相談センターでは、都立高等学校における教育相談体制の構築及び充実の推進に向けて、平成 21 年 3 月に「都立高等学校での教育相談体制の構築に向けて」というリーフレットを発行しました。校内の教育相談体制の構築に向けて、教育相談に関する役割の確認、生徒の情報交換会及び事例検討会等の実施など、1 年間の取組のモデルを示しました。

平成 21 年 7 月、都立高等学校全校を対象に、教育相談にかかわる実態調査を実施しました。その結果、校務分掌上に教育相談を位置付けている学校は全体の 70%、教育相談担当者を設置している学校は全体の 67%でした。このことから、約 70%の学校は、教育相談体制の構築に向けて基本的な取組をしていることが分かりました。しかし、当センターがモデルの中で示した具体的な取組の一つである、配慮を要する生徒について、学校全体で情報交換をする機会を設けている学校は、全体の 54%でした。今後は、各学校が教育相談体制の整備とともに、教育相談活動の充実に向けた具体的な取組を実施していく必要があります。

当センターでは、専門家アドバイザースタッフを都立高等学校に派遣し、生徒、保護者及び教職員の相談を受けています。平成 20 年度に専門家アドバイザースタッフが相談を受けた主訴の中で、「情緒不安定」、「不登校」、「家族関係」、「進路」、「友人関係」が、いずれも 10%前後の割合を占めていました。また、平成 20 年度に都立高等学校 12 校に学校教育相談支援員を派遣し、専門家アドバイザースタッフと同様に相談を受けましたが、10%前後の割合を占めている主訴は、「不登校」、「情緒不安定」、「性格上の問題その他」、「友人関係」でした。

このような都立高等学校の実態から、各学校の教育相談の取組の一層の充実、及び情緒不安定や友人関係等の悩みを抱え、様々な行動を表す生徒への対応の手がかりとなるものを作成することとしました。

本冊子では、学校の危機対応と当センターの緊急支援の概要のほか、気がかりな生徒への組織的な対応とその対応例について、まとめています。

各学校の実態に応じて教育相談体制を構築するとともに、悩みを抱えた生徒にかかわった教職員が一人で抱え込むのではなく、組織として、生徒一人一人とかわかっていく際の参考にしていただければ、幸いです。

平成 22 年 3 月

東京都教育相談センター

I 学校の危機対応と東京都教育相談センターの緊急支援

学校における危機について、その際の学校の対応と、東京都教育相談センター（以下「教育相談センター」という。）が行う緊急支援の内容やこれまでの実績、また具体的な支援の手順と内容について整理する。

1 危機対応と緊急支援

(1) 学校における危機

学校における危機の内容として、次のものがある。

- | | |
|---|--|
| ア | 個人レベルの危機
不登校、家出、虐待、性的被害、家庭崩壊、自殺企図、病気等 |
| イ | 学校レベルの危機
いじめ、学級崩壊、校内暴力、校内事故、集団薬物乱用、集団食中毒、教師バーンアウト等 |
| ウ | 地域社会レベルの危機
殺傷事件、自然災害（大震災）、火災（放火）、公害、誘拐・脅迫事件、窃盗・暴力事件、
I T被害、教師の不祥事等（上地安昭 編著「教師のための学校危機対応実践マニュアル」より） |

上記に「自殺・自殺未遂」や「不審者」はないが、それらは内容により、学校又は地域社会における危機である。

(2) 危機対応とは

危機が発生した学校では、学校組織の混乱、児童・生徒、教職員及び保護者の動揺、マスコミ報道の対応などがあり、日常的な学校運営を行うことができない事態となる。

そのような事態に対し、危機の被害の拡大を防ぎ、迅速に学校運営を正常化するための対応が必要となる。

(3) 緊急支援の必要性

危機が発生したときの、学校組織や運営は混乱状態である。そのため、外部の機関が緊急に支援を行うことが必要であるが、その理由は次のとおりである。

- ア 児童・生徒は危機的な出来事を体験すると様々な身体的、心理的な反応を起こす。適切な時期に適切な対応を行えば、大半の健康な子供の反応はおさまっていくが、適切な対応を行わないと反応の長期化・持続化の危険性があるほか、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を引き起こす可能性がある。
- イ 専門的・継続的なケアにつなぐ必要性のある児童・生徒を、早期に把握する必要がある。
- ウ 二次的な事件・事故を引き起こす可能性がある。（自殺の場合は、後追い自殺など）。
- エ 学校運営が機能していない場合、対応が不十分・不適切となり、結果として反応の増大や繰り返り、また被害が拡大するなど、悪循環に陥る危険性がある。

緊急支援は、外部機関が学校の危機状況を見極め、児童・生徒、保護者、教職員に「心のケア」を行うことにより、二次的被害を防ぐとともに、機能不全を起こした学校が早期に機能を回復し、日常性を取り戻すことを目的としている。
--

(4) 緊急支援の内容

教育相談センターの緊急支援の内容は次のとおりである。

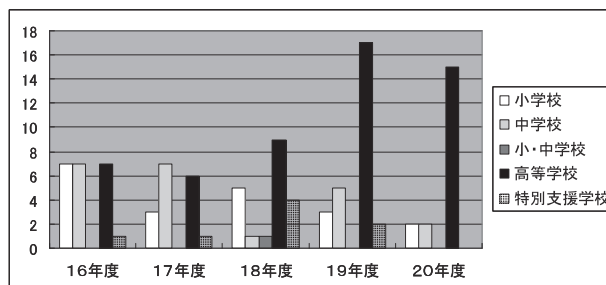
- ア 事件・事故後の学校における相談体制の支援に関すること
- イ 当該校の児童・生徒、保護者、教職員等の心のケアに関すること
- ウ 事件・事故後の対応についての教育庁指導部、学校経営支援センターや区市町村教育委員会との連携に関すること
- エ 事件・事故後の学校に対する中期的・長期的な支援に関すること
- オ その他、事件・事故後の心のケアとして必要と判断されること

2 教育相談センターが行った緊急支援

(1) 緊急支援の実績

教育相談センターが行った東京都内公立学校における過去5年間の緊急支援の実績を図1に示す。

図1 緊急支援の実績



(2) 都立高等学校に緊急支援を行った際の学校における危機の主な内容

緊急支援を行った際の学校における危機の主な内容は、次のとおりである。

ア 生徒の生命にかかわる事件・事故

生徒の自殺（自殺未遂を含む）、犯罪にかかわる事件、事故死、病死等

イ 性被害

ウ 教職員の服務事故

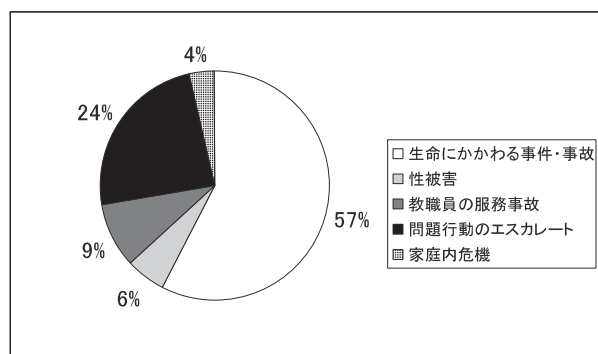
エ 問題行動のエスカレート（緊急な事態）

いじめ、発達障害等の生徒の人間関係等におけるトラブル、刃物振り回し、リストカットの繰り返し、大量服薬等

オ 家庭内危機（家庭内における事件）

過去5年間の都立高等学校（以下「高校」という。）に対する緊急支援を実施した学校における危機の内容の割合を図2に示す。

図2 緊急支援を実施した危機の内容の割合



(3) 特徴

教育相談センターに緊急支援の要請があったものだけであるので、一概には言えないが、高校における危機の内容として、生徒の生命にかかわる事件・事故が半数以上を占めており、次に問題行動のエスカレートが多い。

また、緊急支援を実施する中で、問題行動のエスカレートにかかわる生徒の中には、自殺未遂を起こしたり、リストカットを繰り返し行っている生徒もいることが分かった。

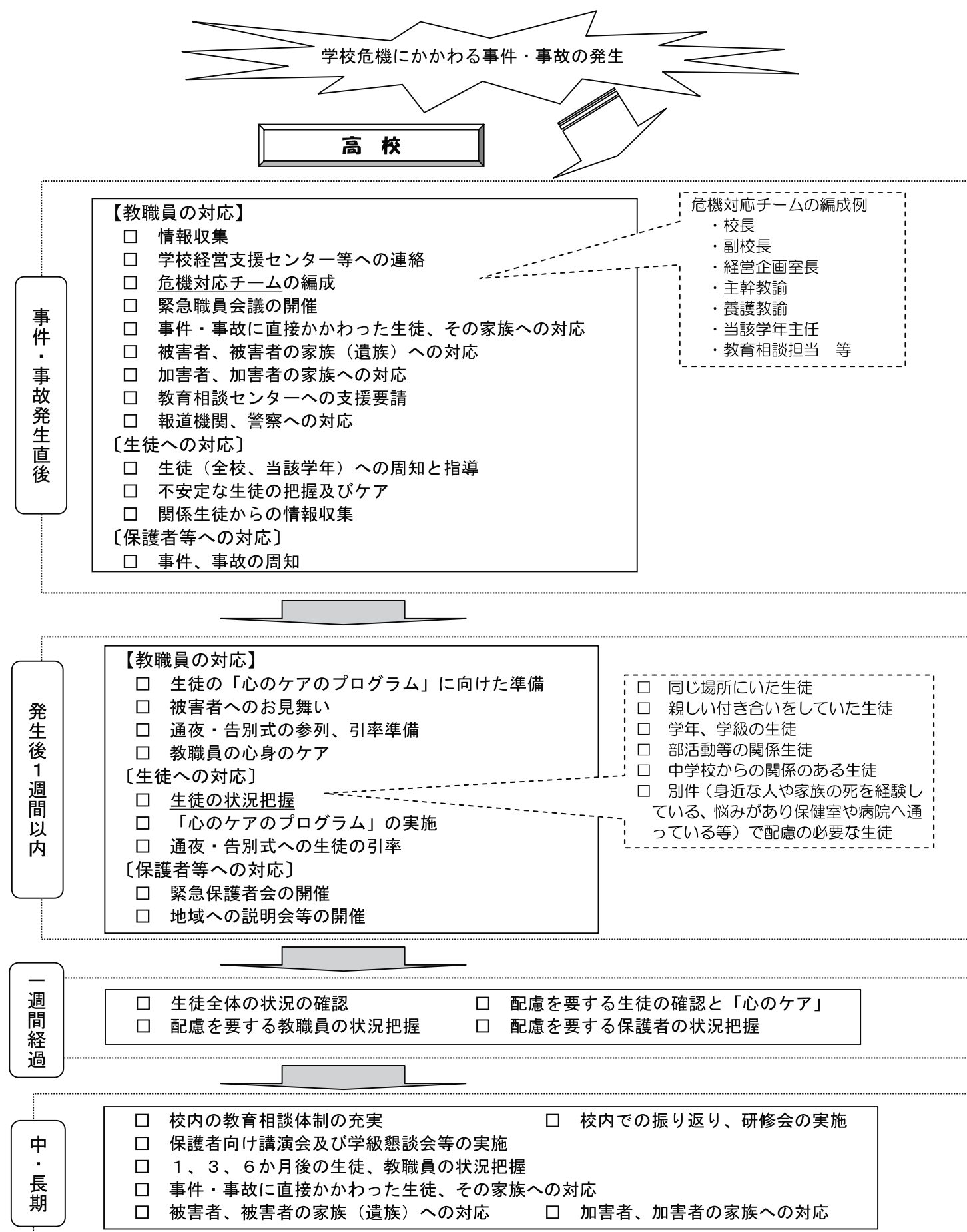
(4) まとめ

教育相談センターでは、平成17～19年度に調査研究（「今、思春期の子供たちはどのように生きているのか」）を実施したが、その中で、気がかりな子供は危機的な状況に陥ると、容易に「死」に傾斜していくという傾向をとらえている。（気がかりな子供とは、「不安・抑うつ感が強く、投げやりな傾向がみられ、家族や友達など他者との関係が親密でなく信頼感をもてない、また、全般に自信がなく、自分を肯定的にとらえることができず、イライラ感や攻撃性が高い子供」）。

問題行動のエスカレートや、気がかりである生徒（以下「気がかりな生徒」という。）への適切な対応が、生徒の生命にかかわる事件・事故の予防につながると考えられる。

3 危機対応と緊急支援の全体図

危機における高校及び教育相談センターの対応の流れと内容の全体図である。



この図は概要の全体図です。

詳しい内容については、「生命にかかわる事件・事故後の心のケア 第2版」を確認してください。

教育相談センター

- ☐ 緊急支援チームの編成
- ☐ 緊急支援チームの学校への派遣
- ☐ 学校との情報の整理と共有化
- ☐ 生徒及び保護者への周知についての検討
- ☐ 保護者会の実施についての検討
- ☐ 事件・事故に直接かかわった生徒、その家族の状況、かかわり方の確認
- ☐ 被害者、被害者の家族（遺族）の状況、かかわり方の確認
- ☐ 加害者、加害者の家族の状況、かかわり方の確認
- ☐ 生徒全体の状態把握
- ☐ 配慮を要する生徒の把握（人間関係図）
- ☐ 生徒の「心のケアのプログラム」の提示
- ☐ 全教職員への心理教育的助言
- ☐ 当該学年・関係教職員との打ち合わせ
- ☐ 必要な人材の確保
- ☐ 今後の打ち合わせ会の確認

・指導主事
・心理職

- 事件・事故の概要
 - ・事件・事故の状況
 - ・当該生徒の特徴
 - ・それまでの経緯
 - ・当該生徒とかかわりの深い教職員、生徒、等
- 事件・事故後の様子
 - ・学校の対応
 - ・生徒の全体の様子
 - ・保護者の様子 等

等

・指導主事
・心理職
・専門家アドバイザースタッフ

〔生徒への支援〕

- ☐ 生徒への「心のケアのプログラム」の実施

〔保護者への支援〕

- ☐ 希望者への個人カウンセリング
- ☐ 学校に対する要望等の受け止め

〔教職員への支援〕

- ☐ 関係の深かった教職員に対するカウンセリング
- ☐ 希望者への個人カウンセリング

心のケアのプログラム

- ①生徒の状況の把握と整理
- ↓
- ②「心と身体の健康調査」の実施・回収、分析、対応の検討
- ↓
- ③生徒全員への個人面接
- ↓
- ④特に配慮を要する生徒への個人カウンセリング

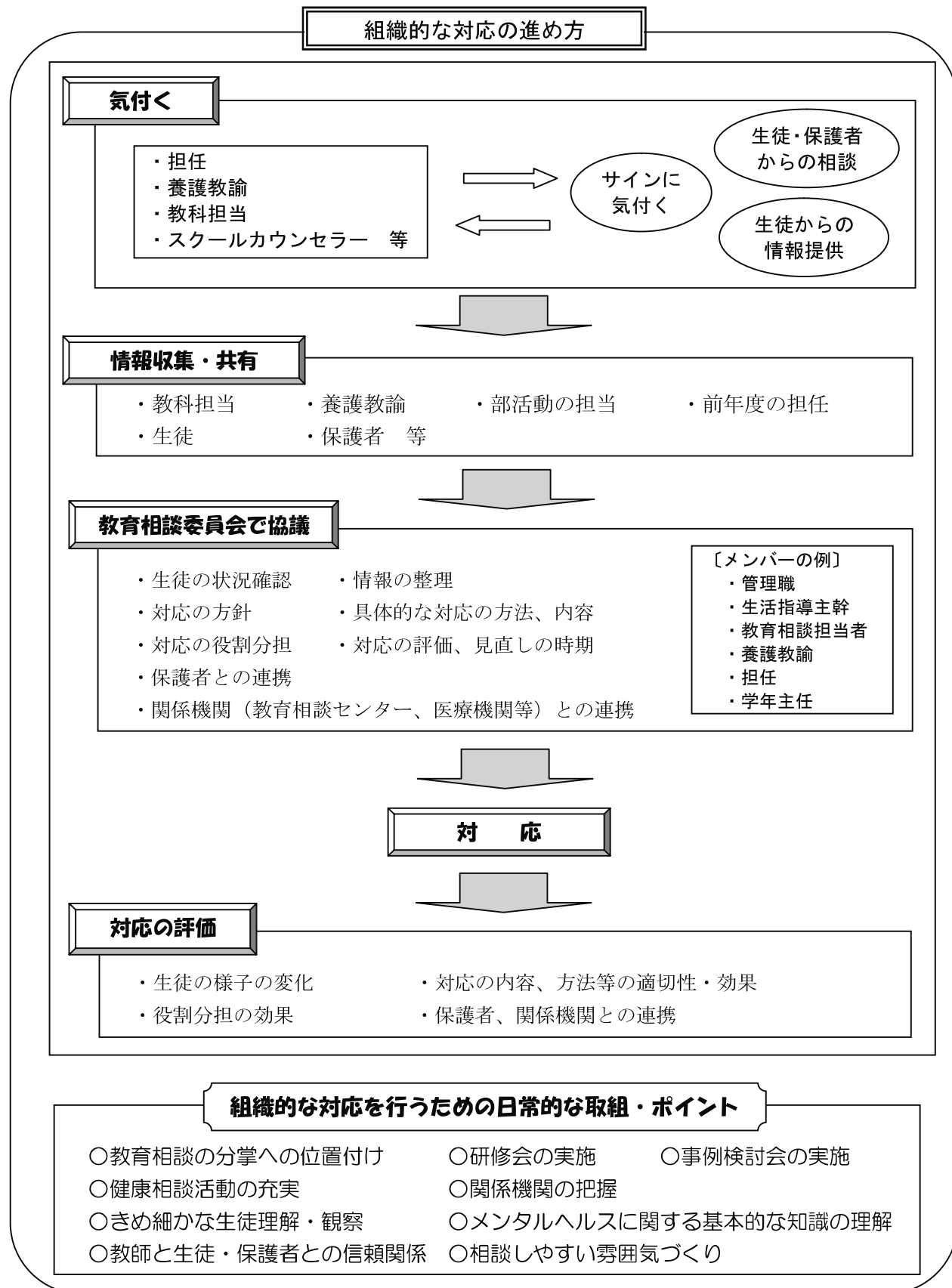
- ☐ 生徒全体の状況の確認
- ☐ 特に配慮を要する生徒の引継ぎと確認
- ☐ 配慮を要する教職員の確認
- ☐ 配慮を要する保護者の引継ぎと確認

- ☐ 保護者及び教職員対象の講演会等の実施への支援
- ☐ 1、3、6か月後の生徒、教職員の状況把握
- ☐ 事件・事故に直接かかわった生徒、その家族の希望による外部の相談機関の紹介
- ☐ 被害者、被害者の家族（遺族）の希望による外部の相談機関の紹介

Ⅱ 気がかりな生徒への対応

1 組織的な対応

気がかりな生徒に対しては、かかわった教師が一人で対応するのではなく、組織的な対応が必要である。組織的な対応により、多角的な視点から生徒を捉えること、教職員全体での共通理解、対応の役割を分担することが可能となり、生徒への対応が効果的となる。



2 生徒の様子の変化・サインへの気付き

日ごろから生徒の様子を丁寧に観察し、以前の行動との変化や生徒が発するサインに気付くことが大切である。

ここでは、サインを「身体」、「行動・態度」、「対人関係」の3項目から分類するが、サインの内容や表われ方は個々により違うものであることを十分に認識し、理解することが重要である。

気になるサインの例

身体に見られるサイン
☐ 疲れている、睡眠不足のように見える。
☐ 食欲が急に落ちているように見える。
☐ 最近、極端にやせてきた、または太ってきた。
☐ 様々な身体の不調、体がだるい等の不定愁訴を訴える。
行動・態度に現れるサイン
☐ 遅刻や欠席が目立ってきた。
☐ 成績が急激に下がった。
☐ 課題等の提出物を出さなくなった。
☐ 集中できていない様子で、いつもなら簡単にこなせる課題が達成できない。
☐ 関心のあったことに興味をなくす。
☐ 部活動を休みがちだったり、やめてしまったりしている。
☐ 保健室を頻繁に利用する。
☐ ぼんやりした態度が目立つ。
☐ おどおどした態度や落ち着きのない態度が目立つ。
☐ 不機嫌でイライラしている。
☐ 攻撃的・衝動的な行動が多くなる。
☐ 投げやりな態度が目立つ。
☐ 急に服装や髪型が派手になったり、挑発的な行動等が見られるようになった。
☐ 家出や放浪、無謀なけんかをする。
☐ 教師を避けたり、教師と視線を合わせなかったりする。
☐ 用事がないのに職員室に入ったり、トイレ等に関心をもったりする。
☐ 突然泣き出す、急に大声を出すなど、情緒不安定である。
☐ 顔の表情が乏しい。
☐ だらしなく、身だしなみに気を配らなくなっている。
☐ ブツブツ独り言を言う。
☐ 不潔恐怖や、書いたり消したりを繰り返すなど強迫的である。
☐ リストカット、過剰服薬、飛び降り等のそぶり等を見せる。
☐ 自殺や死についての文章や絵を書いたり、自殺予告の電話、メール、ブログ・プロフ等への書き込みをする。
☐ 自殺サイト等へのアクセスが見られる。
☐ 具体的に自殺の計画を立てる。
☐ 遺書を書いたり、お別れのプレゼントを渡したりする。
対人関係に現れるサイン
☐ 視線が合いにくい。または、合ったときの印象に違和感がある。
☐ 自分勝手な思い込みが強い。別の考えは受け入れにくく、融通がきかない。
☐ 場の雰囲気や暗黙のルールを理解しにくいところがある。
☐ 登下校時に、一人だけである。または友達に避けられている。
☐ ほとんど誰ともしゃべらない、関係をもたない。または、一方的にしゃべる。
☐ 友達とのトラブルが絶えない。または孤立している。
☐ 恋愛関係や性に関する悩み（トラブル）が見られる。

3 対応例

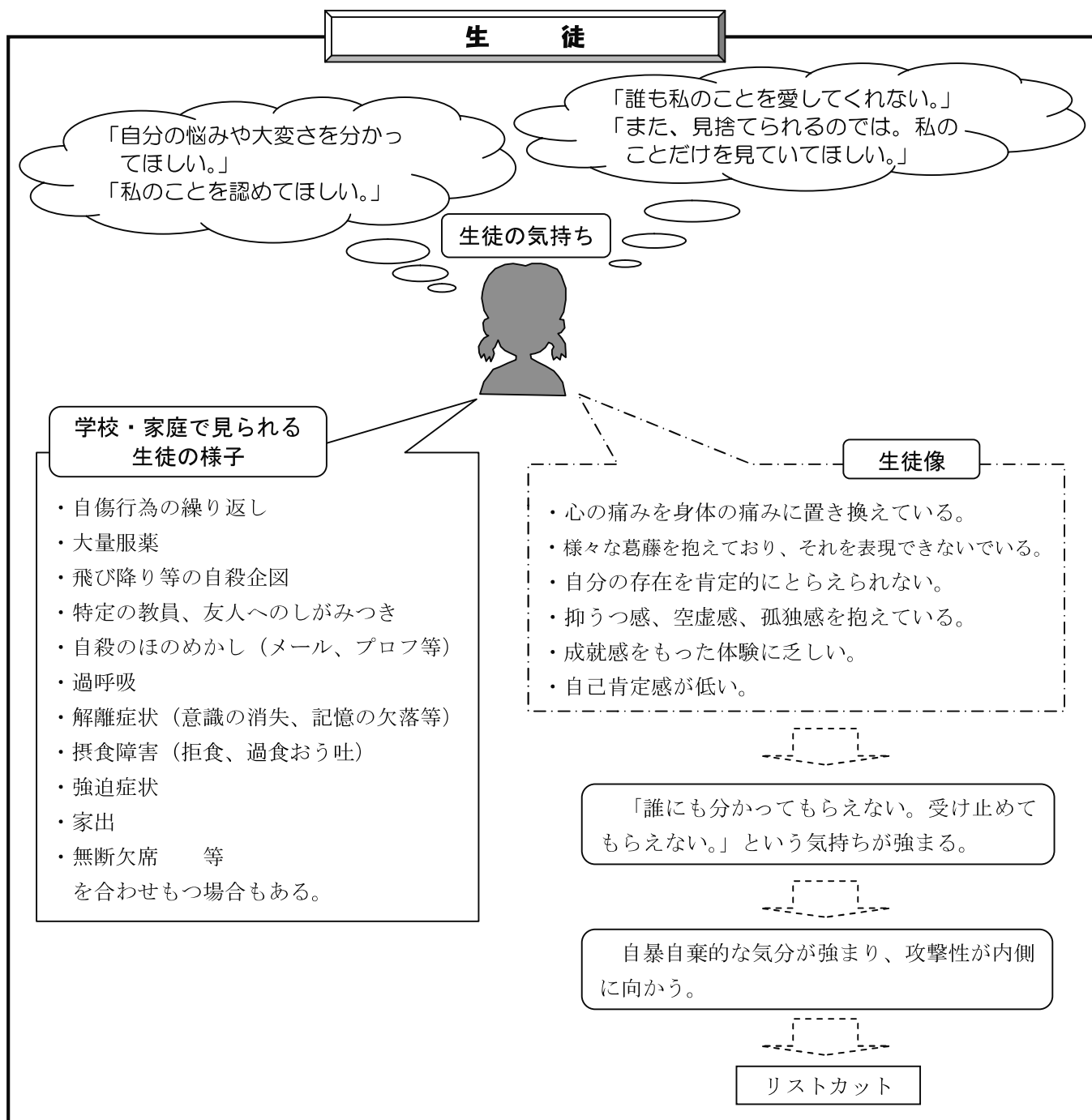
「気がかりな生徒」の中でも、「リストカットを繰り返す生徒」、「こだわりを示す生徒」、「逸脱行動のある生徒」及び「気付かれにくい生徒」の4事例についての対応を示す。

なお、いずれの事例についても、教育相談センターがかかわった事例に大幅な修正を加えたものである。

(1) 「リストカットを繰り返す生徒」の事例

1年生 女子

- ・入学早々から、体調不良、過呼吸、不眠など、様々な身体症状を訴え、保健室に通っていた。
- ・夏季休業日明けに保健室に来たときに、休み中に家でリストカットしたことを話した。その後は、家で大量服薬をすることもあった。
- ・養護教諭が保護者に伝えようとしたが、本人がかたくなに拒んだ。



学校の対応

生徒へのかかわり

- リストカットは自殺の危険を示すサインであることを念頭に置き、あわてず、冷静に、そして真剣に対応する。
- 自傷行為をせざるをえない気持ち、状態を理解しようという姿勢でかかわる。生徒の苦しみを受け止める。
- 頭ごなしに、「自傷行為をやめなさい」と言わない。
- 「自傷行為をした」と言えたことを評価する。
- 枠（時間、場所の制限）を決め、常に一定の対応をする。
- 対応に疲れたからといって、急に生徒との関係を切らないようにする。

「携帯電話やメールへの対応は、夜間や休日はできない」等を学校内で共通理解し、一定の距離を保ち続けることが、教員の疲弊及び生徒の行動化を防ぐことになります。

リストカットや大量服薬をしなくても、一定の曜日や時間に、あなたの話を聴くよ、ということを知ってもらいます。

校内体制

- 一人で抱え込まない。生徒の話を丁寧に聴く中で、かかわった教員一人では支えきれないことを説明し、他の特定の教職員に伝えることを理解してもらう。
- 管理職に、報告・連絡・相談をする。
- 生徒の行動や対応したときの様子等を記録に付ける。
- 生徒の対応について、校内で役割分担をする。
- 校内の施設や物品等、安全管理を再確認し、徹底する。

役割分担の例

生徒の対応：当該生徒にかかわる教職員（担任、部活動の顧問、養護教諭等）

対応の記録：担任 保護者の対応：担任・副校長 主治医との連携：担任・養護教諭

保護者との連携

- 生徒の保護者に連絡をとってもらいたくないという気持ちに共感しながらも、保護者に分かってもらうことの必要性を伝え、説得する。
- 関係機関（医療、福祉等）に紹介し、対応を依頼する場合には、学校と保護者との信頼関係のもとに行う。

保護者の中には、学校からの子供にかかわる連絡を聞き入れなかったり、時には来校を拒否することもあります。しかし、子供のことが心配である、守りたい、一緒によりよい対応を考えていきたい、ということを、粘り強く説明することが大切です。

入院が必要な事例であると医師が判断していても、本人、保護者の了解を得られないことがあります。本人、保護者には、「学校で大量服薬やひどい自傷行為を行ったら、命を守るために救急車を呼ぶ」等の約束を、あらかじめ伝えておくことも大切です。

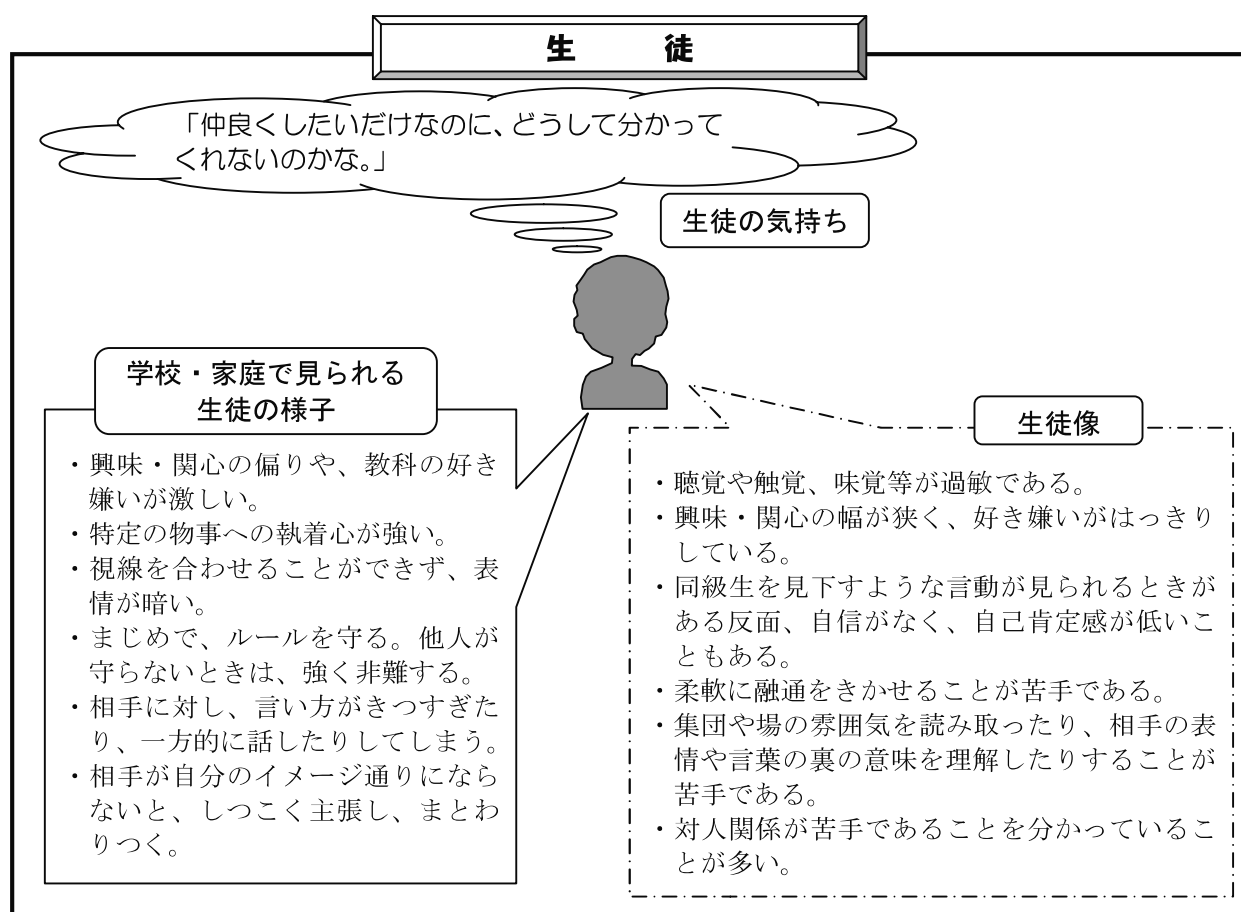
関係機関との連携

- 教育相談センターに相談し、生徒の見立てやかかわり方の助言を求める。
- 本人が受診・通院している医療機関と連携し、学校での日常的な対応、行事等への参加、緊急時の対処の仕方等の助言を求める。

(2) 「こだわりを示す生徒」の事例

1年生 男子

- ・入学当初から遅刻、欠席もなく、提出物を欠かさず出していた。また、図書委員になり、図書室の本の整理を毎日行っていた。おとなしい性格だが、「他の図書委員が、決められた仕事をしない。並べ方がいい加減だ。」と、突然怒り出してしまったことがあった。
- ・異性の親しい友人ができたが、その彼女に1日数十通ものメールを送ったり、一緒に帰ろうと毎日待ち伏せをした。恐怖感から彼女は別れようとするが、なぜそう考えるのか理解できない。



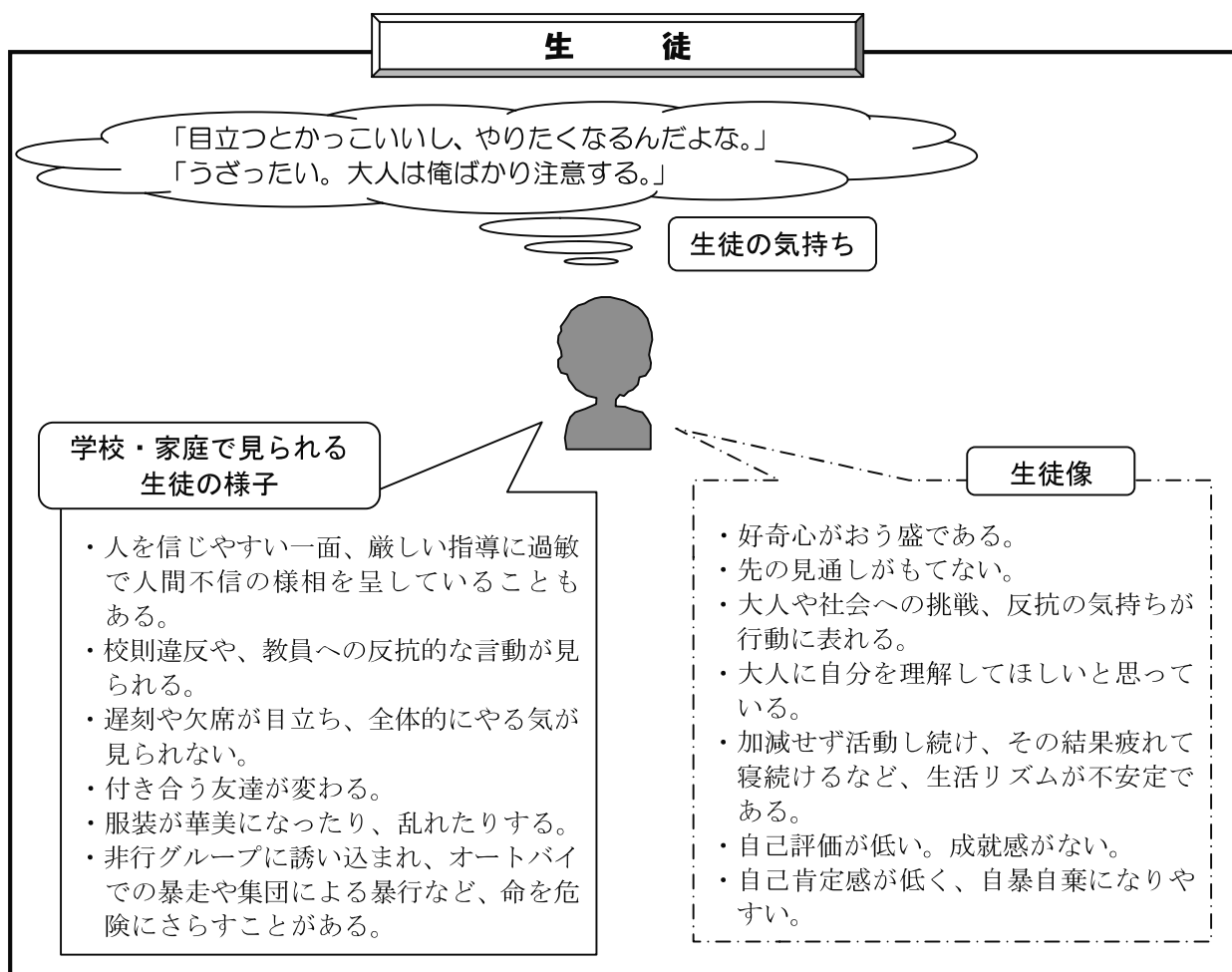
- 本人の気持ちや悩み、考えていることを聴く。
- なぜ対人関係をうまく保つことができないのか、相手の気持ちや自分の行動について、落ち着いているときに生徒と共に考える。
- 「望ましい行動」について、具体的な分かりやすい言葉を端的に伝えるほか、視覚的な方法を用いて示す。
- 混乱に陥ったとき、又は陥りそうなときの対処方法（落ち着く場所、人）を、前もって本人と確認しておく。
- 良い面（正直、几帳面、興味のあることへの集中力、約束を守る、決められたことは最後までやり遂げる等）を認め、適切な評価を行い、自尊心を高めていく。

学校の対応

(3) 「逸脱行動のある生徒」の事例

2年生 男子

- ・テニス部に入部したが、コート整備や球拾いを嫌がり、練習の不参加が増え、退部した。
- ・その後、他校の生徒と遊ぶようになり、髪型や制服の乱れが始まった。また、校内での喫煙が発覚、成績も急速に下がった。
- ・夜遊びがひどくなり、保護者にお金を要求して断られると、「学校なんか辞めてやる」と脅し、暴力を振るったり、無断外泊をするようになった。



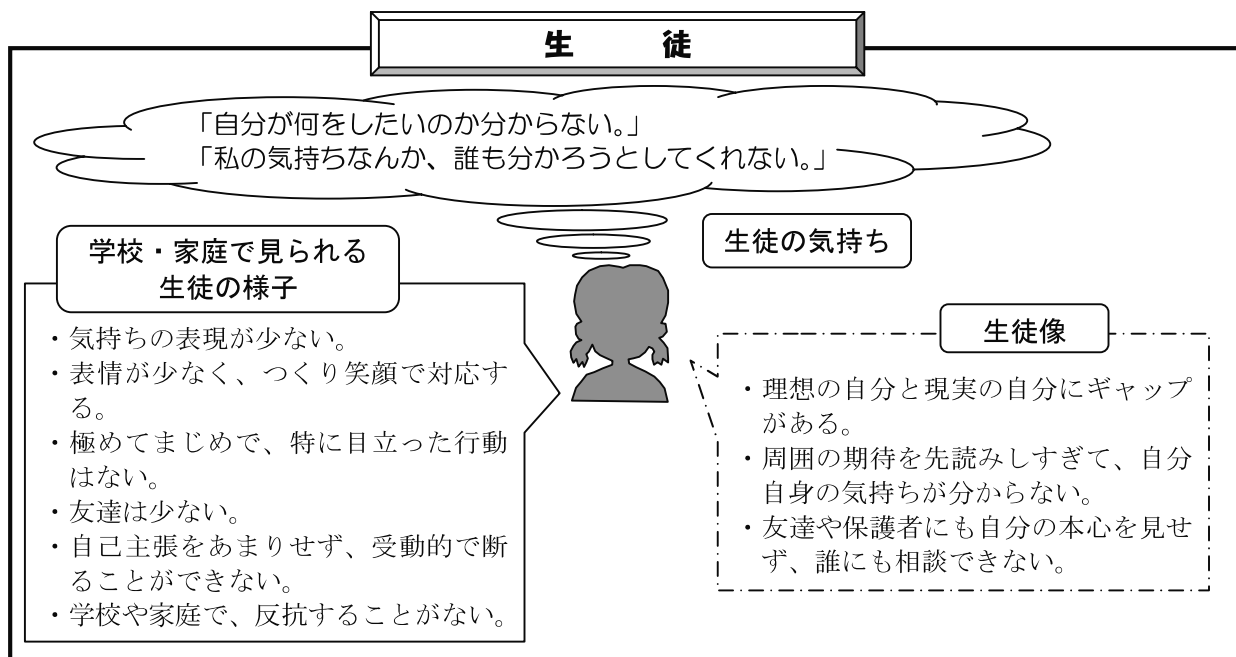
- 生徒の内面を理解した上で、声かけをすることが大切である。
- 人格を否定せず、生徒に積極的にかかわりをもつ。
- 生徒のよさを認め、具体的な言葉で生徒を励ますとともに、保護者にもそれを伝えていく。
- 逸脱行動については、き然とした態度で対応し、行動の修正を具体的に指導する。
- 逸脱行動の背景として、家族関係が要因の場合もある。保護者を責めるのではなく、本人の対応について共に考えていくという姿勢を示し、かかわっていく。
- 非行が進んでいる場合には、少年センターなどの関係機関との連携も考慮する。

学校の対応

(4) 「気付かれにくい生徒」の事例

3年生 女子

- ・気持ちの表現が苦手で、保護者に無理を言うこともなく成長してきた。
- ・学校では欠席・遅刻もなく、成績も上位であった。2年生になり、部活動の部長になることを頼まれた。負担感があったが断れず、誰にも相談せずに引き受けた。
- ・個人面接で、進路が決まっていないことを担任が聴くと、本人は「がんばります」と答えただけであった。その後、本人は薬物を大量に服薬したが、一命はとりとめた。



＜関係機関との連携＞

- 保護者の了解をとり、医療機関の見立て、治療の方法、今後の方針を聞き、学校での配慮事項を確認する。

＜自殺の予防に向けて＞

- 悩んでいる生徒の出す「少ないサイン」を察知し、声をかけて本人から話を聴く。
- 相談を受ける際は、「受容」と「共感」を原則とし、十分に「傾聴」する。また、自殺の危険が高まった場合に見られる様子や行動を理解して対応する。

学校の対応

参考

【自殺に追い詰められる子供の心理】

- ひどい孤立感
- 無価値感
- 強い怒り
- 苦しみが永遠に続くという思いこみ
- 心理的視野狭窄

【自殺につながる危険性のあるサインの例】

- 突然の態度の変化
- 自殺をはのめかす言動
- 別れの用意
- 非常に危険な行為
- 自傷行為

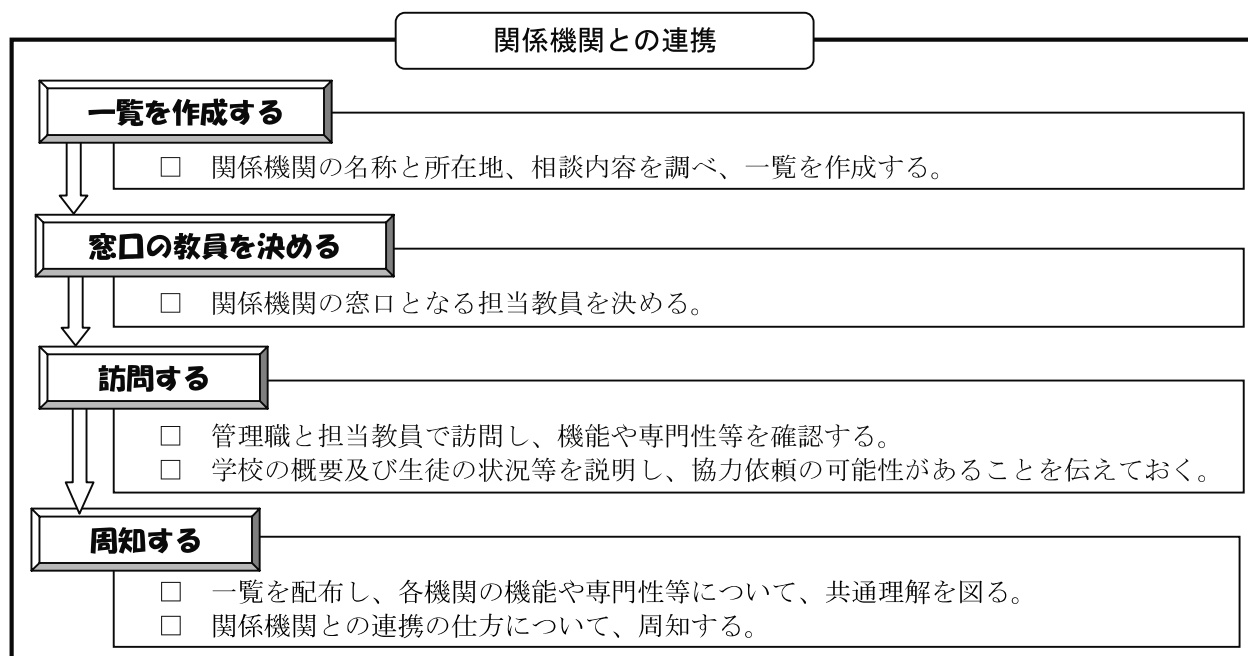
【自殺予防に向けての視点】

- 自殺未遂歴がある。
- うつ病等心の病がある。
- 周囲からのサポートが十分に得られない状況がある。
- いじめをはじめとする心の悩みがある。
- 喪失体験がある。
- 事故を繰り返す傾向がある。
- 自殺の傾向が高まりやすい性格である。
- 他者の死の影響を受ける。
- 虐待を受けた経験がある。

（「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」、「子供の命を守ろう～子供の自殺予防に向けて～」より）

Ⅲ 関係機関との連携

学校で事件・事故があったとき、また気がかりな生徒に対応するときには、関係機関と連携して対応することが大切である。そのため、日ごろから関係機関と連携を図っておくことが必要である。



関係機関の例

- | | |
|--|--|
| ☐ 東京都教育相談センター | ☐ 区市町村教育相談所（室） |
| ☐ 児童相談センター・児童相談所 | ☐ 精神保健福祉センター |
| ☐ 保健所・保健センター | ☐ 医療機関 |
| ☐ 子ども家庭支援センター | ☐ 福祉事務所 |
| ☐ 民生児童委員・主任児童委員 | |
| ☐ 警視庁少年相談室・少年センター | ☐ 地元警察署生活安全課少年係 |
| ☐ 発達障害者支援センター | ☐ 女性相談センター・東京ウィメンズプラザ |

生徒・保護者を関係機関へつなげる 1

気がかりな生徒への対応は、学校だけの対応では十分ではなく、生命にかかわる事故へとつながることもあります。状況にもよりますが、次のような場合には、最終的には医療機関との連携が必要です。

- ・精神的に不安定であり、自傷行為が繰り返される場合
- ・自殺念慮が強く、自殺企図がみられる場合
- ・強迫行為や強迫観念がひどい場合、対人不安が強い場合
- ・衝動性が抑えられなかったり、睡眠障害がみられたりして、本人も困っている場合

生徒・保護者を関係機関へつなげる 2

生徒本人及び保護者が、関係機関に相談することをためらうことがあります。そのときには、次のようなことを踏まえて説明すると、気持ちが変わる場合があります。

- ・相談機関、医療機関に相談することは、恥ずかしいこと、大げさなことではない。
- ・不眠や食欲不振などがある場合には、身体の健康を保つことが大切である。
- ・今までの経験の中で、関係機関と良好に連携し、生徒の状態が改善した例がある。
- ・学校でよりよく対応する方法を助言してもらうために、相談してほしい。
- ・心理の専門家は、子供の悩みを理解したり、その悩みの解決に向けて援助する人である。

〔引用・参考文献〕

- 文部科学省 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(2009)
文部科学省 「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」(2009)
教育相談等に関する調査研究協力者会議 「児童生徒の教育相談の充実について(報告)」(2007)
埼玉県立総合教育センター 「学校における緊急支援体制の確立」(2009)
上地安昭 編著 「教師のための学校危機対応実践マニュアル」金子書房(2003)
上地安昭 編集 『学校の危機管理』研修 教育開発研究所(2005)
福岡県臨床心理士会 編 「学校コミュニティへの緊急支援の手引き」金剛出版(2005)
藤森和美 編著 「学校トラウマと子どもの心のケア」誠信書房(2005)
藤森和美 編著 「学校安全と子どもの心の危機管理」誠信書房(2009)
高橋祥友 編著 「新訂増補 青少年のための自殺予防マニュアル」金剛出版(2008)
高橋祥友 編集 「現代のエスプリ第488号 子どもの自殺予防」至文堂(2008)
(財)日本学校保健会 「子どものメンタルヘルスの理解とその対応」(2007)
(社)日本医師会 編集 「自殺予防マニュアル 第2版」明石書店(2008)

東京都教育委員会

「子供の命を守ろう ～子供の自殺予防に向けて～」(2008)

東京都教育相談センター

- 「生命にかかわる事故後の心のケア ―学校の危機対応と緊急支援の在り方― 」(2004)
「生命にかかわる事件・事故後の心のケア 第2版 ―学校の危機対応と緊急支援の在り方― 」(2006)
「子供の心と命のサイン ～気づき・受け止め、そして対応～」(2007)
「今、思春期の子供たちはどのように生きているのか ―意識調査からとらえた実態― 」(2007)
「今、思春期の子供たちはどのように生きているのか その2 ―気がかりな子供たちとのかかわり― 」(2008)
「都立高等学校での教育相談体制の構築に向けて」(2009)

登録番号 (21) 10

生命にかかわる事件・事故を防ぐために
―都立高等学校における危機対応と気がかりな生徒への対応―

平成22年3月

編集・発行 東京都教育相談センター
〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号
電話番号 03-5800-8545
印刷 株式会社太陽美術